

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(運転免許課)

ページ
一

号外(二) 平成二十九年三月九日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月九日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十号中「中型自動車」の下に、「準中型自動車」を加える。

第十七条第一項の表岐阜試験場の部月曜日及び水曜日の項中「中型免許」の下に、「準中型仮免許」を、「普通二輪免許」の下に、「準中型仮免許」を、「中型仮免許」の下に、「普通免許」を、「準中型免許」を、「普通免許」に改め、同部木曜日の項中「中型免許」の下に、「準中型免許」を、「普通二輪免許」の下に、「準中型仮免許」を、「中型仮免許」の下に、「準中型仮免許」を加え、同部金曜日の項中「中型免許」の下に、「準中型免許」を、「原付免許」の下に、「準中型仮免許」を、「中型仮免許」の下に、「準中型仮免許」を加え、同表多治見試験場の部中「中型免許」の下に、「準中型免許」を、「原付免許」の下に、「準中型仮免許」を加え、同表東濃試験場の部中「中型免許」の下に、「準中型免許」を、「原付免許」の下に、「準中型仮免許」を加え、同表高山試験場の部中「中型免許」の下に、「準中型免許」を、「原付免許」の下に、「準中型仮免許」を加え、同表西濃運転者講習センターの部及び中濃運転者講習センターの部を削り、同表備考を次のように改める。

平成二十九年三月九日

備考

一 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、免許試験を行わない。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
ロ 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

二 次に掲げる学科試験は、公安委員会が指定する自動車教習所の卒業検定に合格した者その他の試験場において技能試験を受ける必要のない者に対してのみ行う。

イ 岐阜試験場において実施する学科試験（火曜日に実施する準中型免許及び普通免許並びに火曜日以外に実施する二輪免許に係るものに限る。）

ロ 多治見試験場及び高山試験場において実施する学科試験（いずれも普通免許及び普通仮免許以外の免許に係るものに限る。）

八 東濃試験場において実施する学科試験

第十七条第二項の表中濃運転者講習センターの項中「月曜日から金曜日まで」を「月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、免許試験を行わない。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
ロ 十二月二十九日から翌年一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

二 次に掲げる場所においては、それぞれ次に定める免許試験に限り行う。

イ 岐阜試験場 仮免許に係る免許試験

ロ 西濃運転者講習センター及び中濃運転者講習センター 仮免許以外の免許に係る免許試験

係る免許試験

第十九条の二第一項の表岐阜市三田洞東岐阜県自動車運転免許試験岐阜試験場の部毎週月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の項中「普通免許」を「準中型免許及び普通免許」に改める。

第二十一条の二第二項中「警察署」の下に「（警部交番を含む。）」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（認知機能検査等の実施）

第二十二条 法第一条の四第二項に規定する認知機能検査、法第一条の七第一項に規定する臨時認知機能検査、同条第四項に規定する講習、法第二条第一項から第五項まで及び第七条の四第一項に規定する臨時適性検査の実施に関し必要な事項は、岐阜県警察本部長が定める。

第二十三条の二第二項中「申請を行い、即日運転経歴証明書の交付を受ける」を、「法第四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請と日と同じくして同条第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を行う」に改める。
別記第一号様式の三を次のように改める。

第 1 号 様 式 の 3 (第 5 条 の 3 関 係)

番 号

通 行 禁 止 除 外 車 両 指 定 申 請 書

駐 車

年 月 日

岐 阜 県 公 安 委 員 会 様

新 規
更 新
変 更

申 請 者 郵 便 番 号
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

機 関 団 体 名		
車 両 の 種 類	普 乗 ・ 普 貨 ・ 軽 四 (乗 ・ 貨) ・ そ の 他 ()	
車 両 (登 録) 番 号	岐 阜 ・ 飛 ・	
除 外 を 必 要 と す る 区 域 又 は 道 路 の 区 間	<input type="checkbox"/> 駐 車 禁 止 岐 阜 県 公 安 委 員 会 が 指 定 し た 駐 車 禁 止 の 区 域 又 は 区 間 <input type="checkbox"/> 通 行 禁 止 岐 阜 県 公 安 委 員 会 が 指 定 し た 通 行 禁 止 の 区 間 (一 方 通 行 の 規 制 を 除 く 。)	
除 外 指 定 を 必 要 と す る 理 由		
運 転 免 許 証	氏 名	年 月 日 生 (歳)
	種 類	普 通 ・
	有 効	年 月 日 まで 有 効
	条 件 等	
身 体 障 害 者 手 帳 等	番 号	岐 阜 県 ・ 岐 阜 市 第 号 年 月 日 (交 付 ・ 再 交 付)
	障 害	障 害
	等 級 等	級 ・ (款 ・ 項) 症

- 備 考 1 申 請 者 が 法 人 等 で あ る と き は 、 申 請 者 の 欄 に は 、 そ の 名 称 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 及 び 代 表 者 の 氏 名 を 記 載 す る こ と 。
2 申 請 者 は 、 氏 名 の 記 載 と 押 印 に 代 えて 、 署 名 す る こ と が で き る 。
3 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 工 業 規 格 A 列 4 番 と す る 。

第5号様式 (第12条の2関係)

※ 整理番号

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

印

安全運転管理者を選任、解任 } したので
届出事項 () を変更 }
届けます。

住所

(電話 -)

①選任年月日	年 月 日		名称																					
②安全運転管理者氏名	(ふりがな)		③位置																					
③資格要件	生年月日	明大昭平 年 月 日 (歳)	使用の本拠の業種別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農業																				
	(年齢)			4. 林業 5. 漁業 6. 鉱業																				
要件	運転の管理経験		3 公安委員会の認定	7. 建設業 8. 製造業 9. 卸・小売業																				
	1 2年以上	2 公安委員会の教習修了者で1年以上		10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業																				
④職務上の地位	1使用者	2課長以上	3係長以上	4主任以上	5その他	⑨自動車台数	15. サービス業 16. その他																	
⑤安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類						乗用	貨物	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計											
	免許年月日					大	中	準	普	大	小	大	普											
	免許番号						中	通	軽	中	特	自	特											
⑥安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤	隔日	その他 ()		⑩運転者数	免許種別	大	中	準	普	大	大	小	計									
	副安全運転管理者の有無	あり (名)	なし				一	二	一	二	一	二	一	二	一	二								
⑦安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名		⑪前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日																	
	自 . . . 至 . . .					氏名																		
	自 . . . 至 . . .					解任事由	1. 死亡 2. 退職 3. 転任																	
	自 . . . 至 . . .					4. 解任命令 5. その他 ()																		
	自 . . . 至 . . .																							
備考	警察署長意見												警察署受付印											

※証交付年月日

※「乗用・中型」の欄には定員11人以上29人以下の自動車台数について記載する。
 ※「普通二輪」の欄には50ccを超え400cc以下の自動二輪の台数を記入する。

別記第五号様式及び別記第五号様式の二を次のように改める。

第6号様式 (第15条関係)

別記第六号様式を次のように改める。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急自動車運転資格審査申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">岐阜県公安委員会 様</p>										
氏名・生年月日							年 月 日			
住 所										
審査に係る緊急自動車の種類			中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪							
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名		公 安 委 員 会							
	交 付 年 月 日		年 月 日		有効期限		年 月 日まで			
	免 許 証 番 号		第 号							
	第一種免許	二・小・原		年 月 日						
		そ の 他		年 月 日						
	第二種免許		年 月 日							
免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	免許の条件	
		小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引・引二		
緊急自動車の 使用者		所在地								
		職 名								
		氏 名 ㊟								

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類、免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 緊急自動車の使用者欄の「㊟」は、公印を用いること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式(第16条関係)

運転免許の条件変更(解除)審査申請書

別記第七号様式を次のように改める。

※太線の枠の中のみ記入してください。

岐阜県公安委員会様		平成 年 月 日	登録番号		
フリガナ					男・女
氏名					女
生年月日	昭・平 年 月 日生	携帯	—	—	
		自宅	—	—	
本籍・国籍	□変更なし				
住所					
変更(解除)しようとする免許の条件					
交付	平成 年 月 日	—	平成 年 月 日	日まで有効	
現に受けている免許	免許の条件				
免許証番号	第				号
免許年月日	第一種	二小原	昭平 年 月 日		
	その他	昭平 年 月 日	大型	中型	準中型
	第二種	昭平 年 月 日	11	18	19
			12	13	21
			22	15	16
			17	31	38
			32	33	34
試験区分	2	全免区分	8・9	練習方法	
登録	平成 年 月 日				
条件コード					免許証訂正 未・済

審査結果表

氏名					
適性	裸眼	右眼	視	右	度
		左眼	野	左	度
		両眼		計	度
試験	眼鏡	右眼	深	1回目	mm
		左眼	視	2回目	mm
		両眼	力	3回目	mm
区分	適性・技能				摘 要
	番号	合 否	試験官印		
審査年月日					

第10号様式 削除

第10号様式の2 (第22条の2 関係)

別記第十号様式及び別記第十号様式の二を次のように改める。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">取消処分者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">申請者 氏 名 印</p>								
氏名・生年月日	年 月 日生							
本 籍								
住 所	(TEL -)							
免許欠格期間満了の日	年 月 日							
取消前に取得していた 免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	備考
	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引 引 二	
交付公安委員会	公安委員会							
希望する講習の車種	四 輪 ・ 二 輪 ・ 原 付							
※ 講 習 日	年 月 日・ 年 月 日の2日間							
※ 講 習 場 所								

- 備考 1 免許の種類等は、該当するものを○で囲むこと。
 2 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定（同項の表西濃運転者講習センターの部及び中濃運転者講習センターの部を削る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（同項の表中濃運転者講習センターの項中「月曜日から金曜日まで」を「月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

平成二十九年三月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社